

みなし役員～法人における家族への給与の注意点～

「みなし役員」とは

(1) 法人税法上の「役員」とは、

- ① 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人
- ② ①以外の者で一定の条件を満たす者←「みなし役員」

(2) 「一定の条件」とは

- ③ 会社の従業員以外で、会社の経営に従事している者

取締役ではない会長・副会長・相談役・顧問などで、地位や職務から実質的に経営に従事とみなされる者

- ④ 持ち株要件(イ～ハのいずれか)を満たした同族会社の従業員で、会社の経営に従事している者

イ) その従業員が、株主グループ(※1)の第1～3順位までの持ち株数を合計して、所有割合が50%超となる株主グループに属している。

ロ) その従業員の属している株主グループの株式所有割合が10%を超えている。

ハ) その従業員(※2)の株式所有割合が5%を超えている。

※1: 株主グループは、株主だけでなくその株主等と親族関係など特殊な関係のある個人や法人も含む。

※2: 配偶者及びこれらの者の所有割合が50%超である他の会社を含む

ちなみに、社長が100%株を持っていて配偶者が株を持っていない場合は、④ハ)で、配偶者の所有している株も所有割合にカウントするので、社長の配偶者は無条件で持ち株要件を満たすこととなります。

(3) 会社の「経営に従事」とは

経営に従事するという事は、法人の事業を運営していく上で重要な事項の意思決定をしているという事ですが、具体的には以下の様な意思決定等に参加しているかどうかなどから、総合的に判断します。

- ・売上価額や仕入価額の決定・変更 ・主要な取引先の選定 ・重要な契約に関する決定
- ・資金調達の実行や返済 ・従業員の採用や昇格・退職の決定 ・取締役会に出席して発言するなど

「みなし役員」に該当した場合

① みなし役員の給与は「定期同額給与」に該当

原則として毎期決算日後3ヶ月以内に一度しか役員報酬の額が変更できません。

⇒役員登記をしていない家族だから自由に給料を変更して、利益調整をしちゃえ！という事は出来ません。

② みなし役員に対する「賞与」は「事前確定届給与」に該当

役員賞与を支給する場合は、事前に税務署に対して「事前確定届出給与に関する届出書」を提出した上で、そこに記載した支給時期や金額通りに支給しないと損金算入が認められません。

③ みなし役員と退職金

従業員への退職金は、勤続年数や給与などから算定し、会社の規定に従って支給する限りは損金算入可能。

役員への退職金は3点(在任年数・退任時の役員報酬月額・功績倍率)から適正額を算出し、株主総会の決議を経て支給されます。適正額を超えた金額を支給すると、税務調査で否認される事があるので、注意が必要です。

【今月の経営格言】お客様を忘れた自己本位の考え方を「天動説」という。この「天動説」がとことん販売を阻害する。

by 一倉定 (経営コンサルタント)

人間というものは、「自己中心」でしかものを考えられない動物なのだろうか、とつくづく思うことがある。だからこそ、「相手の立場に立つ」ことは、販売でも素晴らしい威力を発揮する。

「一倉定の経営心得」より